

[📍 アクセス](#) [🗺️ サイトマップ](#) [💬 相談窓口](#) [😊 キッズルーム](#) [本文へ](#) [ENGLISH](#) |

文字の大きさ 標準 拡大

[👆 色変更・音声読み上げ・ルビ振り](#)



会見・
報道・
お知らせ

法務省の
概要

試験・
資格・
採用

政策・
審議会等

申請・
手続・
相談窓口



[トップページ](#) > [法務省の概要](#) > [組織案内](#) > [内部部局](#) > [民事局](#) > [戸籍](#) > 戸籍ABC(Q6～)

戸籍ABC(Q6～)

Q6: 戸籍の記録事項証明書(戸籍謄抄本)を請求する場合、どのような手続をする必要がありますか？

戸籍謄本は、本籍のある市区町村に以下の要領により請求する必要があります。詳しくは、請求される市区町村にお尋ねください。

1 請求することができる方

- (A) 戸籍に記載されている本人，又はその配偶者(夫又は妻)，その直系尊属(父母，祖父母等)若しくは直系卑属(子，孫等)
- (B) 自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方
(例えば，亡くなった兄弟姉妹の相続人となった方が，兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合等)
- (C) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- (D) その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方
(例えば，成年後見人であった者が，死亡した成年被後見人の遺品を相続人である遺族に渡すため，成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合等)

2 請求に必要なもの

(1) 上記1(A)の方が請求する場合

ア 窓口に来られる方の「本人確認」ができるもの(運転免許証，パスポート，顔写真付きの住民基本台帳カード等)

イ 直系親族に当たる方からの請求の際，請求された戸籍に請求者の名前が載っていない場合(例えば，婚姻によって親の戸籍から出て夫婦の新戸籍が作られた子が，親の戸籍の謄本等を請求する場合等)は，請求者が戸籍に記載されている「本人」の直系親族であること

を確認できる資料(戸籍謄本等)

ウ 1(A)の方の代理人からの請求の場合は, 1(A)の方が作成した委任状

(2) 上記1(B)～(D)の方が請求する場合

ア 窓口に来られる方の「本人確認」ができるもの(運転免許証, パスポート, 顔写真付きの住民基本台帳カード等)

イ 1(B)～(D)の方の代理人からの請求の場合は, 1(B)～(D)の方が作成した委任状

※ 交付請求書の記載から請求の理由が明らかでない場合には, 必要な説明を求めたり, 追加の資料の提出を求めることがあります。



▲ ページトップへ

 [法務省公式Twitter](#)

 [YouTube法務省チャンネル](#)

会見・報道・お知らせ	法務省の概要	試験・資格・採用	政策・審議会等	申請・手続・相談窓口	白書・統計・資料
大臣会見等	大臣・副大臣・政務官	司法試験	省議・審議会等	情報公開・公文書管理	白書・統計
プレスリリース	法務省幹部一覧	資格試験	司法制度改革の推進	個人情報保護	予算・決算
フォトニュース	組織案内	採用試験	国民の基本的な権利の実現	行政手続の案内	パンフレット・リーフレット・ポスター
法務省ソーシャルメディア公式アカウント	所管法令	その他の採用情報	刑事政策	法令適用事前確認手続	法務省だよりあかれんが
政府調達情報	国会提出法案など		出入国在留管理	オンライン申請	法務図書館蔵書検索
主な法務省主催イベント	法務省の沿革		国を当事者とする訴訟などの統一的・一元的処理	相談窓口	法令外国語訳データベース
ほうむSHOW編集部			第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議(京都コングレス)	法務省の災害用備蓄食品の有効活用について	キッズルーム
その他のお知らせ			政策評価等		法務資料
			パブリックコメント		赤れんが棟・法務史料展示室

新型コロナウ
イルス感染症
関連情報

その他の政
策・施策

法務省パン
フレット

広
報誌

プライバシ
ー
ポリシー

ご利用に
あたって

政府関連
リンク

ご意見・
ご提案

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 (法
務省アクセス)

電話 : 03-3580-4111 (代表)

法人番号1000012030001

Copyright © The Ministry of Justice All
Right Reserved.

